

盛土規制法に関するQ&A

令和7年11月(初版)

高知県土木部

都市計画課

目 次

【 I . 用語の定義】.....	3
【 II . 盛土規制法の制度全般】.....	4
(1)規制対象行為.....	4
①全般.....	4
②盛土・切土.....	5
③土石の堆積.....	8
④公共事業の扱い.....	10
【 III . 工事の許可及び届出】.....	11
(1)許可申請・届出.....	11
①許可申請等の様式.....	11
②資力及び信用、能力.....	12
③土地所有者等の同意.....	12
④周辺住民への周知.....	13
(2)許可不要工事.....	14
①土地改良法関係.....	14
②廃棄物処理法関係.....	15
③森林作業道関係.....	15
④非常災害の応急措置.....	15
⑤高さの低い盛土等.....	16
⑥工事に付随する土石の堆積.....	16
(3)許可の特例.....	16
①開発許可によるみなし.....	16
(4)検査・定期報告.....	17
①中間・完了検査.....	17
②定期報告.....	17
【 IV . 技術的基準】.....	18
(1)技術的基準全般.....	18
(2)地盤.....	18
(3)擁壁.....	19
(4)崖面崩壊防止施設.....	20
(5)土石の堆積.....	20

【I. 用語の定義】

用語	定義
盛土規制法、法	宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)(令和4年5月27日改正)
政令	宅地造成及び特定盛土等規制法施行令(昭和37年政令第16号)(令和4年12月23日改正)
省令	宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則(昭和37年建設省令第3号)(令和5年3月31日改正)
細則	高知県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則(令和7年4月1日規則第37号)
手引き	高知県盛土規制法許可申請等の手引き(令和7年4月)
廃棄物処理法	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)
盛土等	宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積の総称
宅地	農地、採草放牧地、森林、道路、公園、河川、政令第2条及び省令第1条各項で定める公共の用に供する施設の用に供されている土地以外の土地
農地等	農地、採草放牧地及び森林
公共施設	道路、公園、河川及び政令2条、省令1条で定める公共の用に供する施設
土石	土石とは、土砂若しくは岩石又はこれらの混合物を指す
宅地造成等	宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積をまとめて表す用語
規制対象規模	盛土規制法に基づく許可・届出対象となる規模(政令第3条又は第4条に規定)で、改善命令等の対象となる規模
許可対象規模	許可の対象となる盛土等の規模(政令第3条、第4条、第23条又は第25条に規定)
技術的基準	許可の対象となる盛土等に対する工事の技術的基準(法第13条又は第31条に規定)
工事主	宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の請負契約の注文者、又は請負契約によらないで自らその工事をする者
工事施工者	宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の請負人又は請負契約によらないで自らその工事をする者
土地所有者等	土地の所有者、管理者又は占有者

その他の用語は「高知県盛土規制法許可申請等の手引き」2.2.1 項を参照

【Ⅱ. 盛土規制法の制度全般】

(1) 規制対象行為

① 全般

Q1 盛土規制法の窓口(許可申請、相談等)はどこになりますか。

- 高知県が所管する区域(高知市を除く県内全域)で盛土等を行う場合の窓口は、高知県土木部都市計画課です。出先土木事務所では事務を行っておりません。
高知市内で盛土等を行う場合は、窓口が高知市都市計画課になりますのでご注意ください。

Q2 盛土規制法の許可が必要な工事は何ですか。

- 一定規模以上の土地の形質の変更(盛土・切土)や土石の一時的な堆積といった工事が、許可の対象となります。
なお、許可を要する工事の詳細は、手引き 3.1 項をご確認ください。

Q3 一定規模以上の土地の形質の変更や土石の堆積は、土地の用途に関わらず許可が必要ですか。

- 宅地だけでなく、農地や採草放牧地、森林等における工事についても、許可が必要となります
が、法令に定められた「公共施設に供される土地」については許可を要しません。
なお、許可を要しない工事の詳細は、手引き 3.4 項をご確認ください。

Q4 盛土等を行う場合、許可の申請者は誰になりますか。

- 申請者は工事主になります。工事主とは「盛土等に関する工事の請負契約の注文者」又は「請負契約によらないで自らその工事をする者」をいいます。

Q5 申請書や届出書に押印は必要ですか。

- 押印は必ずしも求めるものではありません。
ただし、土地所有者等の同意書については、実印による押印が必要です。

Q6 盛土等の工事が、宅地造成等工事規制区域と特定盛土等規制区域の両方にまたがる場合、
どのような手続きになりますか。

- 一体的に規制すべき盛土等が宅地造成等工事規制区域と特定盛土等規制区域にまたがる場合、
 - ① 盛土等の工事のうち宅地造成等工事規制区域内の部分が宅地造成等工事規制区域の許可要件に該当する場合には、当該盛土全体について法 12 条の許可に該当

- ② ①に該当せず、盛土等の工事全体が特定盛土等規制区域の許可要件に該当する場合には、当該盛土全体について法 30 条の許可に該当
- ③ ①、②に該当せず、盛土等の工事全体が特定盛土等規制区域の届出要件に該当する場合には、当該盛土全体について法 27 条の届出に該当

Q7 工事等の届出など起算日から一定の期間内に行う必要がある手続きについて、この期間内に行政機関の休日がある場合、どのように取り扱えばよいですか。

- 期限が休日に当たる場合には、翌日に繰延べることとなります。

②盛土・切土

<盛土の考え方>

Q1 田を畠にする(田畠転換)ためにけい畔の高さに合わせて嵩上げする場合や、窪地にある田を四方の土地の高さに合わせて嵩上げて農地を宅地等にする(農地転用)場合等、窪地を埋める盛土の工事は、規制対象となりますか。

- 四方の土地より低い窪地を、四方の高さに合わせて嵩上げを行い平坦にする場合については、規制対象外となります。四方の高さ以上に盛土をする場合については、四方の高さを超えた部分で許可対象への該当性を判断します。
- 窪地の埋め立てとして判断できる部分は、四方の土地の中で最も低い高さまでです。

Q2 窪地と四方の土地との境界に水路や側溝等が存在し、窪地の埋立て後も当該水路等が残る場合、地表面と水路等の底面との高低差にかかわらず、窪地の埋立てに該当するものとして、規制対象外としてよいですか。

- 四方の土地との境界に隣接地からの背面土圧が作用していない自立した水路や側溝等が存在する窪地の埋立ては、埋立てにより土圧が水路等の構造物に作用し、水路等が転倒するおそれがあるため、埋め立て後の安全性を確認する必要があることから、規制対象外と示している窪地における埋立てには該当しません。

Q3 規制対象規模を判断する際に、アスファルト舗装やインターロッキングブロック舗装部分は盛土の高さや標高差に含めますか。

- 舗装部分も盛土材料(地表面の表面保護等)に該当するため、盛土の高さや標高差に含めます。

Q4 海を埋め立てる場合も許可が必要ですか。

- 海は規制区域に指定されていないため、海を埋め立てる行為は許可は要しません。

ただし、海を埋め立てる等により新たに造成された土地は、造成時点では規制区域外であるため、盛土規制法の規制対象ではありませんが、後に規制区域に指定された場合には当該土地で行われる盛土等については規制の対象となります。

Q5 既存盛土と接する新規盛土を造成する場合、全体を一体的な盛土とみなして許可の要否を判断することになりますか。

- 個々のケースにより判断することになりますが、一体的な盛土と判断される場合には規制対象になり得ます。一体的であるかの判断は、「事業者の同一性」、「物理的一体性」、「機能的一体性」、「時期的近接性」の観点から総合的に判断します。また、既存盛土の上に盛土する場合には、既存盛土が基礎地盤となるため、地盤条件等が適切に確保されているか技術的に確認することになります。

なお、工事の一体性の詳細は、手引き 3.8 項をご確認ください。

Q6 残土処分場に複数の者が残土を持ち込む場合、処分場を整備する者が許可を得ればよいですか。

- 残土処分場に係る許可を取得する場合は、個別の残土受入れについて許可を得るのではなく、残土処分場の設置について許可を得ることになるため、残土処分場の設置に係る工事主が許可を取得することになります。

Q7 地下埋設物等(地下構造物など)を設置するために、地盤を掘削する行為は、許可是必要ですか。

- 原地盤を一時的に掘削し、地下埋設物等の設置後に再び原地盤まで埋戻す場合には、土地の形質変更に該当しないため、許可を要しません。

一方で、原地盤を掘削し、埋戻しせずそのままの状態にする場合には、土地の形質変更に該当するため、法規制の対象となり、許可を要する規模以上で行う場合は、許可が必要です。

なお、傾斜地(土地の勾配 1/10 超)の原地盤を掘削し、地下埋設物等を設置する場合には、まず切土を伴うことになるため、原地盤まで戻す場合であっても、盛土等として扱います。そのため、地下埋設物等の設置に係る切土・盛土が法規制の対象行為に該当する場合には、許可が必要となります。

Q8 建築基準法による道路位置指定を受ける場合、盛土規制法の許可申請は必要ですか。

- 盛土規制法上の許可対象となる規模のものであれば、盛土規制法上の許可も受ける必要があります。位置指定道路の事前審査の段階で、盛土規制法による許可の要否を確認します。

Q9 調整池を造るために行う掘削や、切土をすることで山が平坦になる場合であっても、許可は必要ですか。

- 調整池の設置に伴う原地盤の掘削(床堀)であっても、原地盤が下がることから土地の形質変更に該当します。また、切土により山が平坦になる場合であっても、土地の形質変更に該当します。

そのため、両行為とも許可対象規模以上で行う場合は、許可が必要となります。

Q10 自然斜面(崖等)を保護するための擁壁等も規制の対象になりますか。

- 盛土や切土により生じる崖を規制対象としているため、自然崖や自然崖を保護するための擁壁等は規制の対象となりません。

例として、市町村が行う崖事業のように、既存の崖面が危険で補強する場合、擁壁を作るために整形する程度のものについては土地の形質変更に該当しないため、規制の対象となりません。

<切土の考え方>

Q1 工事の過程において一時的に2mを超える崖が生じる場合であっても規制対象となりますか。

- 一連の工事の中で一時的に崖になるのは当然許可対象外ですが、例えば、複数期工事で一定期間崖の状態で存置される場合などは、必要に応じて許可対象とすべきか判断します。

<自然地形の扱い>

Q1 開発等を行う区域内に存在する自然崖や、当該自然崖を保護するための擁壁等も規制対象となりますか。

- 盛土又は切土により生じる崖を規制対象としているため、自然崖や自然崖を保護するための擁壁等は規制対象となりません。

Q2 自然災害により被災した宅地や農地等の土地を原状回復する場合(応急措置ではないもの)は規制対象となりますか。

- 自然災害により被災した土地を盛土等により被災前の地形に原状回復する行為は、盛土規制法の規制対象となる土地の形質の変更には該当しないと考えられるため、規制対象となりません。

Q3 崖が生じないように、法面の勾配を1割8分(30度)以内で盛土をする場合でも許可が必要になりますか。

- 崖が生じない場合でも、盛土や切土の面積によっては、許可等が必要となる場合があります。
詳細は手引き 3.1 項をご確認ください。

<建築物等との関係>

- Q1 建築物等(工作物を含む)の解体に伴う埋戻しは、規制の対象となりますか。
- 地中埋設物(建築物の基礎等)の撤去のための床堀及び埋戻しは規制の対象となりません。

Q2 建築物等の工作物を建築・築造する際の掘削及び埋戻しは、規制対象となりますか。

- 建築物等の工作物を建築・築造することに伴う掘削及び埋戻しについては、土地の形質が変更されたものとみなされないため、規制対象外となります。

Q3 建築物等の工作物の解体において土地の形質の変更を行わないが、解体後の土地に崖面が生じる場合は、当該工事は規制対象となりますか。

- 解体工事そのものは規制対象ではありませんが、工事後に残る崖については既存の切土となるため、切土の崩落による災害発生のおそれがあれば改善命令や勧告の対象となります。

③土石の堆積

<堆積材料>

- Q1 建設廃棄物を土と同等の性状としたものも土砂に該当しますか。
- コンクリート解体材を加工し、再びコンクリート用の骨材(粒径 75mm 未満の礫(すなわち土))として再利用できるようにした再生骨材等は土砂に該当します。

Q2 土嚢や袋詰め玉石などの堆積は規制の対象となりますか。

- 土嚢や袋詰め玉石(土嚢等)について、その中身が土石に該当するものであれば、土嚢等も含め土石の堆積に該当するため、規制の対象となります。
- ただし、国又は地方公共団体等が非常災害のために必要な応急措置として行う行為については、許可は要しません。
- なお、耐久性等の観点から技術的基準に適合しないため、恒久的に存置される盛土には一般的に使用できません。

Q3 砂利や碎石の堆積も、「土石の堆積」に含まれますか。

また、規制対象となる場合、土石の粒径に上限はありますか。

○ 含まれます。許可対象規模の堆積を行う場合、事前に許可を受ける必要があります。

また、岩石に該当するものについて、粒径の上限は定めていません。

Q4 ストックヤード運営事業者登録制度に登録したストックヤードであっても、盛土規制法上の許可や届出は必要ですか。

○ ストックヤード運営事業者登録制度に登録したストックヤードであっても、一定規模以上の土石の堆積等を行うものは、盛土規制法上の許可や届出が必要となります。

<堆積場所>

Q1 工場の敷地内において原材料となる土石を堆積する場合、どのようなものが規制対象となるのですか。

○ 主として土石に該当しない商品又は製品を製造する工場等の敷地内において堆積された、商品又は製品の原材料となる土石の堆積は、規制対象外です。また、主たる商品又は製品が土石に該当する土質改良プラント等の工場等については、敷地内において商品又は製品の原材料となる土石を堆積する場合や、商品又は製品である土石を堆積する場合のいずれについても、規制対象となります。

Q2 屋根及び壁で囲まれた空間その他の閉鎖された場所における土石の堆積は規制対象外になりますが、部分的にしか囲まれていない空間における土石の堆積も規制対象外となりますか。

○ 完全に閉鎖されていない場合は、雨水等の浸入による不安定化が懸念されるため、規制対象となります。

Q3 同一ストックヤード内で規制対象規模未満の土石の堆積を複数に分けて行う場合、規制対象となりますか。

○ 盛土等の一体性の判断は、「事業者の同一性」、「物理的一体性」、「機能的一体性」、「時期的近接性」の観点から総合的に判断することとなるため、規制対象規模未満の土石の堆積を複数に分けて行う場合であっても、一体的とみなされ、全体が規制対象規模を超える場合には、規制対象となります。

<堆積期間>

Q1 土石の堆積の期間は5年以内とされているが、許可した土石の堆積が期間を満了する場合はどのように対応するのか。

- 許可した土石の堆積が期間を満了する場合には、基本的にはその土石の堆積を除却することとなります。

　ストックヤード業など、やむを得ず許可した期間を超えて土石の堆積を継続することが適当である場合には、変更の許可が必要です。

④公共事業の扱い

<公共施設用地の範囲>

Q1 「道路」は公共施設用地として規制対象外となっているが、どの範囲までが公共施設用地としての道路となりますか。私道や農道、里道(法定外公共物)も含まれますか。

- 道路法による道路等の、国又は地方公共団体が管理又は監督する道路については公共施設用地となり、規制対象外です。

　ただし、私道は、私人により管理・監督されることから、盛土規制法の規制対象となり、農道や里道(法定外公共物)も、明確な定義がなく、道路法上の道路と異なり公的機関が指定・認定する仕組みもないことから、規制対象となります。

　なお、省令第8条第1号に規定する土地改良事業等により整備される農道については、許可不要となります。

Q2 「公園」は公共施設用地として規制対象外となっていますが、都市公園法や自然公園法に該当すれば規制対象外となるのですか。

- 公園については、都市公園法による公園のほか、国又は地方公共団体が管理する公園や自然公園法に基づく公園事業として国又は地方公共団体が執行する施設は規制対象外となります。

Q3 「学校」の土地は公共施設用地として規制対象外となっていますが、私立学校や幼稚園、保育所などは規制対象となりますか。

- 学校については、政令第2条にあるとおり、国又は地方公共団体が管理するものを規制対象外としており、私立学校は規制対象となります。幼稚園は学校教育法に基づく学校であるため、公立の場合は規制対象外となります。保育所は学校ではないため、公立の場合も含めて規制対象となります。

Q4 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に規定する認定こども園は、国等が管理する場合、「学校」として規制対象外となりますか。

- 認定こども園のうち、幼稚園型を規定している学校教育法第1条及び幼保連携型を規定してい

る認定こども園法第9条は、いずれも教育基本法第6条に規定する学校に該当することを踏まえ、幼稚園型認定こども園及び幼保連携型認定こども園は、国又は地方公共団体が管理する場合、盛土規制法における公共施設用地として取り扱うことから、規制対象外となります。

Q5 公共施設用地に「飛行場」とあるが、ヘリポートは規制の対象になりますか。

- 公共施設用地となる「飛行場」は航空法で定める空港のように、航空機(旅客機や貨物機など)が定期的に離着陸しているような場所を示しているため、ヘリポートは「飛行場」には該当せず、規制の対象になります。

Q6 文化財の補修を行う場合は盛土規制法の基準に適合する必要がありますか。

- 文化財の補修については、土地の形質の変更に該当しないことから盛土規制法の規制対象外です。

<公共工事における土石の堆積>

Q1 公共工事において発生する土石の堆積について、工事現場から離れた場所に堆積する場合は許可が必要ですか。また、誰が許可を受ける必要がありますか。

- 公共施設用地における工事であっても、土石の堆積が契約内容に含まれておらず、公共施設用地外の離れた場所に堆積する場合は許可が必要になります。この場合、その土石の堆積の工事主は請負業者になりますので、請負業者が許可を受ける必要があります。

<通常の営農行為の判断>

Q1 許可不要となる「通常の営農行為」に該当するかの判断は、誰がどのように判断するのですか。

- 通常の営農行為に該当するかは、各市町村の農業委員会にお問い合わせください。
なお、営農行為の詳細は、手引き 3.5項をご確認ください。

【III. 工事の許可及び届出】

(1)許可申請・届出

①許可申請等の様式

Q1 省令様式第二の10のイなどに「盛土又は切土の高さ」の欄があるが、盛土と切土が混在する場合、どの高さを記載するのですか。また、面積は、盛土と切土の面積をそれぞれ記載するのですか。

- 盛土又は切土の高さは、許可等の対象となる部分の最大高低差です。盛土と切土が混在する

場合は、行為によって生ずる最大高さ(盛土と切土を行った後の形状で一番高いところと一番低いところとの高低差)となります。擁壁等を設置する盛土等においては、擁壁等も含めた最大高低差になります。面積は、許可等の対象となる部分の合計面積です。

Q2 省令様式第四の7の力などに土石の堆積に関する「工程の概要」の欄があるが、どのようにことを記載するのか。

- 「工程の概要」の欄には、年間の搬入・搬出量等の記載をすることとなります。他にも、搬入・搬出頻度が高い場合に個々の搬入・搬出量や時期を記載してください。

Q3 盛土等を行う土地に工事主が掲げる標識に記載する事項である「見取図」は、許可申請時等に添付する造成平面図でもよいのか。

- 標識に記載する見取図は、許可等による土地の区域を把握できるものであれば簡素な図でよいですが、許可申請時等の平面図を利用して構いません。

②資力及び信用、能力

〈書類及び確認方法〉

Q1 工事主が法人の場合に、住民票等の提出が必要な役員の範囲はどこまでですか。

- 株式会社における会社法上の役員のうちの取締役など、法人の業務を執行する者・事業について決定権を持つ者については、住民票等の提出を求める対象となります。

また、この他の役員については、必要に応じて資料の提出を求める場合があります。

なお、役員以外の者(法人を所管する法令において役員とされていない者)であっても、会社に対して支配力を有する者についても、必要に応じて資料の提出を求める場合があります。

〈工事施工者が未定の場合〉

Q1 許可申請時に、工事施工者が未定の場合でも許可申請等は出来ますか。

- 工事施工者が未定の場合でも許可申請等は可能です。後日で構いませんので工事着手前に細則様式1号を提出してください。

なお、この場合、確認時に施工者の能力が不適格と判断された場合、法第20条の規定に基づく許可の取り消し等の対応を行う場合があります。

③土地所有者等の同意

〈同意の対象者〉

Q1 登記簿の名義人と土地所有者が異なる場合、どのように対応すればよいですか。

- 基本的には、土地所有者の同意を求める過程で登記簿の名義人が所有者でないことが確認された場合には、改めて所有者を特定し同意を求める必要があります。

Q2 工事(宅地造成等)を行う土地の土地所有者等の同意は必要ですか。

- 工事を行う土地の所有者全員の同意が必要です。

また、所有者のほか、地上権、質権、賃借権、使用借権による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意を得ることが必要となります。

Q3 土地所有者等の同意とは相続人の同意も必要ですか。

- 土地所有者が存命であれば、その方の同意のみで構いません。ただし、相続も含め可能な限り反対意見を言う者がいないかの確認はお願いします。

④周辺住民への周知

Q1 工事主が許可申請に当たってあらかじめ行う住民への周知について、周知すべき周辺住民の範囲はどこまでですか。また、どんな内容を周知するのですか。

- 周知内容や範囲については手引き 4.3 項を参考にしてください。

Q2 周辺住民への周知として、説明会を行う必要はありますか。

- 溪流等(政令第7条第2項第2号に規定する土地)において、高さが 15 メートルを超える盛土を行う場合は、説明会の開催が必須になります。

Q3 説明会を開催したが、周辺住民が不参加だった場合はどうしたらいいですか。

- 不参加者においても、周知項目について周知してください。

Q4 周辺地域の住民から反対意見が出た場合、許可等できない可能性はありますか。

- 許可の判断は、盛土規制法で定める技術的基準への適合や、関係法令等の遵守状況により判断することとなります。そのため、周辺住民からの反対があつたことをもって許可等できないことはなりません。

Q5 書面の配布による周知方法において、周辺住民が不在であった場合や空き家であった場合どのように対応すればいいですか。

- 不在であった場合、確実に書面をポストに投函してください。

周知する対象は地域に居住している方や日常的に使用している管理者や利用者等となることから、空き家で所有者が遠方に住んでいる場合などは周知する必要はありません。

Q6 住居に入居者が複数いる場合は、全員に周知が必要ですか。

- 入居者全員に周知が必要です。ただし、他の入居者に周知内容を伝えてもらい、周知完了とみなすことは可能です。

Q7 周知を行う範囲にマンション(共同住宅等)がある場合、各入居者に周知が必要ですか。

- 入居者全員に周知が必要です。なお、周知する際にはトラブル防止のため、事前に建物の管理者へ周知するなどしてください。

Q8 周知を行う範囲に法人があった場合の対応を教えてください。

- 法人の代表者に周知してください。

Q9 周知内容に変更があった場合どうすればいいですか。

- 変更内容ごとの判断となりますので、変更がある場合は都市計画課へご相談ください。

(2)許可不要工事

①土地改良法関係

Q1 許可不要となる「土地改良事業に準ずる事業」とはどのようなものですか。

- 土地改良法の手続きには基づかないものの、同法第2条第2項に規定する土地改良事業と同等の工事を行う事業となります。

また、「土地改良事業に準ずる事業」は、「土地改良事業計画設計基準」等の技術基準に基づき、適切に設計及び施工が行われ、該当する国、都道府県、市町村、土地改良区等が定める要綱・要領等にその旨が明記されている必要があります。

なお、土地改良事業については、高知県農業振興部農業基盤課にお問い合わせください。

②廃棄物処理法関係

Q1 廃棄物処理法で想定される行為として、建設工事現場で発生したコンクリート破片を碎石や改良土として利用することを目的に一時的に堆積する行為も、盛土規制法の許可等が必要ですか。

- 盛土規制法で規定される「土石」には廃棄物が含まれないため、そのコンクリート破片が廃棄物に該当する場合は廃棄物処理法の基準に基づき適切に保管しなければなりません。
また、「廃棄物処理法第7条第6項の許可を受けた者等が行う工事」、若しくは「工事の施行に付随して行われる土石の堆積であって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に堆積するもの」に該当すれば、盛土規制法の許可等は不要です。

③森林作業道関係

Q1 森林作業道を整備する場合は許可が必要ですか。

- その作業道が「森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事」に該当すれば許可を要しません。
森林の施業を実施するために必要な作業路網に該当するかどうかは、各林業事務所にお問い合わせください。

④非常災害の応急措置

Q1 許可不要工事と位置付けられている「非常災害のために必要な応急措置として行う工事」には、土石の堆積も含まれるのか。

- 国又は地方公共団体等が非常災害のために必要な応急措置として行う工事は、土石の堆積も含め許可不要となります。
なお、応急措置後も土石の堆積を継続する必要が生じた場合には、安全が確保されるよう必要な対策等を検討してください。

Q2 「非常災害のために必要な応急措置として行う工事」には、災害復旧事業であれば応急工事のみならず本復旧工事も含まれているということですか。

- 本復旧工事については個別に判断することとなります。
なお、災害により被災した土地を盛土等により被災前の地形に原状回復する行為は、土地の形質の変更に該当しないため規制対象外です。

Q3 災害時に応急仮設住宅や災害公営住宅を建設する場合の敷地の造成は、許可が必要ですか。

- 応急仮設住宅の建設に伴う盛土等は、非常災害のために必要な応急措置として行う工事に該当するものと考えられますが、災害公営住宅の建設に伴う盛土等は、その恒久的な使用が一般

に想定されることから、その場合は許可が必要となります。

⑤高さの低い盛土等

Q1 盛土等をする前後の地盤面の標高の差が50cm以下の場合でも、面積が規制対象規模に該当すれば許可が必要になりますか。

- 盛土等をする前後の地盤面の標高の差が50cm以下の場合は、面積に関係なく規制の対象になりません。

Q2 盛土等の標高差の大部分が50cm以下であっても、一部に50cm超の箇所があれば許可等が必要ですか。切土のみ又は盛土・切土の両方の場合はどうなりますか。

- 50cmを超える部分の面積が規制対象規模を超える場合には許可等が必要です。
切土のみ又は盛土・切土の両方の場合であっても、同様の扱いとなります。

⑥工事に付随する土石の堆積

Q1 工事に付隨して行われる土石の堆積について、工事現場やその付近に堆積するものは許可不要となっているが、その付近とはどの範囲までですか。

- この「工事の現場の付近」とは、本体工事に係る主任技術者等が本体の工事現場と一体的な安全管理が可能な範囲として、容易に状況を把握し到達できる工事現場の隣地や隣地に類する土地のことです。

Q2 本体工事に伴い、一時的に土石を仮置きするものについても、許可は必要ですか。

- 本体工事の施工に付隨して行われる土石の堆積(仮置き)にあっては、当該工事の期間中に限り、以下の①～②のいずれかに該当する場合、許可は要しません。
 - ①位置図や工事施工計画書等に堆積場所を明記すること。
 - ②主任技術者等が本体工事と一体的な安全管理が可能な隣地等に堆積すること。

(3)許可の特例

①開発許可によるみなし

Q1 当初の開発許可時には盛土規制法の許可対象に該当せず、開発許可の変更許可時に盛土規制法の許可対象に該当した場合はどのように扱うのですか。

- 法15条2項のみなし許可は当初の開発許可に限り適用されるため、開発許可の変更許可時に盛土規制法の許可対象に該当した場合は改めて盛土規制法の許可を受ける必要があります。

Q2 開発許可によるみなし許可の場合、盛土規制法に基づく周辺住民への周知は必要ですか。

- 開発許可によるみなし許可の場合は周辺住民への周知は不要です。

Q3 開発許可によるみなし許可の場合でも、標識の掲示、中間検査、定期報告は必要ですか。

- 開発許可を受けた場合でも標識の掲示は必要です。

また、その工事の規模が一定規模以上であれば、盛土規制法に基づく中間検査・定期報告も必要となります。詳しくは手引き 3.7 項をご覧ください。

(4)検査・定期報告

①中間・完了検査

Q1 中間検査の特定工程として規定されている排水施設とはどのようなものですか。

- 地盤面からの湧水や地下水等を排除するための地下水排除工が対象となります。詳しくは手引き 5.5. 2 項をご覧ください。

Q2 盛土等に関する工事が全部完了しない場合でも、部分検査は可能ですか。

- 許可申請時に工区分けをした場合は、工区毎の部分検査は可能です。申請時の平面図等に工区分けの記載をお願いします。

Q3 完了検査を申請する前、若しくは検査済証の交付を受ける前に、建築物の工事に着手することは可能ですか。

- 完了検査を申請する前、若しくは検査済証の交付を受ける前に、建築物の工事に着手する場合は工区毎の部分検査を受ければ可能です。部分検査を希望する場合は、許可申請時の平面図等に工区分けの記載をお願いします。

②定期報告

Q1 工期が3箇月未満の工事についても、定期報告は必要ですか。

- 許可を受けた時点から3箇月を超えない場合には、定期報告は不要です。

Q2 3箇月ごとの定期報告について、報告の時期は前回の報告から3箇月以内ということですか。

- 定期報告は、前回の報告から3箇月以内に行う必要があります。

Q3 休止中の工事についても、定期報告は必要ですか。

- 休止中の工事のほか、着手前や準備工などの現場が動いてない場合においても、許可を受けた時点から完了までの間、定期報告は必要です。

【IV. 技術的基準】

(1)技術的基準全般

〈適用範囲〉

Q1 既存の盛土や擁壁の上に盛土を行う場合、既存部分はどのように取り扱うのですか。

- 技術的基準の適用に当たっては、既存の盛土等も新たに行われる盛土等の基礎地盤として安全性を確認します。

Q2 特定盛土等規制区域における届出についても、許可対象工事と同様に技術的基準の適用が求められるのですか。

- 届出による盛土等については、法令上、技術的基準への適合の義務付けがないため、安定計算等の書類も求めておらず、基本的に許可申請対象の盛土等と同程度の精緻な審査をすることは想定ていません。ただし、盛土等の位置から下方の人家への影響が懸念される場合などは、届出書類を審査し、必要に応じて報告徴取により追加資料(構造計算書、安定計算書等)を求め、技術的基準を勘案して災害の防止のため必要があると認める場合に勧告を行うことを想定しています。

Q3 盛土や擁壁を行う際に、計画高さの制限がありますか。

- 安全性が確保されていれば高さに上限はありませんが、現場条件や盛土の計画高さによっては検討手法の追加が必要ですので、事前に都市計画課までご相談ください。

(2)地盤

〈地盤について講ずる措置〉

Q1 水平排水層は、のり面に小段を設けた盛土に対しては、必ず設置する必要がありますか。また、地下水排除工を設置する際にあわせて設置するとあるが、地下水排除工を設置しない場合は、水平排水層を設置しなくても良いのですか。

- 盛土内排水層(水平排水層)は、盛土の小段ごとに設ける必要があります。
地下水排除工を設置しない場合であっても、盛土内部の浸透水を速やかに排除することができるよう透水層を設けることは原則必要であり、特に盛土に高さがあって小段を設ける場合などには、小段ごとに盛土内排水層(水平排水層)を適切に設けてください。

<崖面その他に地表面について講ずる措置>

Q1 盛土又は切土をした後の土地の地表面のうち、崖面以外の地表面には全て植栽や芝張り、板柵工等を講ずる必要がありますか。

- 崖面であるもののほか、崖の上端に続くその土地の地盤面や、道路の路面の部分など措置の必要がないことが明らかな地表面については、植栽や芝張り、板柵工等の措置は不要です。

(3)擁壁

<既存擁壁の取扱い>

Q1 新たに盛土等を行う土地において、既存の擁壁等が設置されているものの、既存擁壁等に手を加えずに新たな盛土等を行う場合に、その擁壁等についても技術的基準へ適合させる必要がありますか。

- 既存擁壁等に係る土地の部分が基礎地盤にあたるのであれば、原地盤の一部として考慮する必要がありますが、擁壁等としての技術的基準への適合までは求めません。

Q2 既存擁壁の改修等であって、土地の形質の変更を伴わないものについても技術的基準への適合が必要ですか。

- 既存擁壁の改修等に係る技術的基準への適合の要否については、位置や面積の変化程度などにより判断するため、通常の改修等であれば規制対象外として技術的基準への適合は求めません。改修等により前後の構造が大きく変わる場合には規制対象になり技術的基準への適合を求める場合があります。

Q3 拥壁前面には排水側溝が必要ですか。

- 原則 U型側溝(300×300)の設置が必要ですが、排水先の隣接地所有者等との協議により同意が得れている場合は、排水側溝の設置は不要です。

なお、排水先が官の施設であれば排水同意を提出してください。民の場合は不要です。

Q4 拥壁の根入れ深さを決定する際の、「水路、河川に接している場合」と「U字型側溝を設ける場合」の判断基準を教えてください。

- 用途で判断します。

例えば、河川水路や農業用水路は「水路、河川に接している場合」となり、道路路面排水のみを受けているものは「U字型側溝を設ける場合」になります。

<大臣認定擁壁、ブロック擁壁>

Q1 プレキャスト製品による鉄筋コンクリート造擁壁で、大臣認定を取得していないものについて、規制対象箇所への設置は可能ですか。

- 大臣認定を取得していないプレキャスト製品(特殊擁壁を除く鉄筋コンクリートL型擁壁など)についても、構造計算結果等により都市計画課が規定に適合していると判断できれば使用することができますので、事前にご相談ください。

(4)崖面崩壊防止施設

Q1 崖面崩壊防止施設擁壁が設置できる土地とはどのような土地ですか。

- 保全対象との位置的関係等を総合的に判断し、地盤の変形を許容できる場合に限り、盛土又は切土をした後の地盤の変動、地盤の内部への地下水の浸入、そのほか、擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なう事象が生ずるおそれが特に大きいと認められる土地で適用できます。

具体的には、擁壁が設置できない土地になりますので、軟弱地盤又は液状化のおそれがある、擁壁の設置に必要となる地耐力を確保できない、地盤改良等を行う必要があるような土地が考えられます。

なお、住宅地等の地盤の変状が許容されない土地には適用できません。

(5)土石の堆積

Q1 土石の堆積においては、水平面に対し 30 度を超える崖が生じても、擁壁等の設置は必要ないですか。

- 勾配が 30 度超となるのり面が生じる土石の堆積であっても、擁壁等で覆う崖面として扱う必要はありませんが、周辺の安全確保として空地及び柵等を設置する必要があります。

Q2 盛土を行う際の軟弱地盤対策として、構造物の施工に先立って盛土荷重を載荷し、ある放置期間後に載荷重を除去するプレロード工法などの一時的な堆積であっても、土石の堆積として扱い、技術的基準への適合が必要ですか。

- 盛土を行う際の軟弱地盤対応のためのプレロード工法や余盛り工法は工法の性質上、載荷盛土がいずれ盛土部から排土され除却されるものではあるものの、盛土部本体と同等の盛土材料、締固め度等の施工管理が行われるため、土石の堆積ではなく、土地の形質の変更(盛土工事)扱いとなります。このことから、規模によっては許可等が必要になり、許可の場合は盛土として技術的基準への適合が必要です。